



★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

「わかりやすい 社会福祉法の手引」

掲載内容 「社会福祉法」の全条文を読み解いた必携実務書!

第1章 総則
第2章 地方社会福祉審議会
第3章 福祉に関する事務所
第4章 社会福祉主事
第5章 指導監督及び訓練
第6章 社会福祉法人
第1節 通則
第2節 設立
第3節 機関
第1款 機関の設置
第2款 評議員等の選任及び解任
第3款 評議員及び評議員会
第4款 理事及び理事会
第5款 監事
第6款 会計監査人
第7款 役員等の損害賠償責任
第4節 計算
第1款 会計の原則等
第2款 会計帳簿
第3款 計算書類等
第5節 定款の変更
第6節 解散及び清算並びに合併
第1款 解散
第2款 清算
第1目 清算の開始
第2目 清算法人の機関
第3目 財産目録等
第4目 債務の弁済等
第5目 残余財産の帰属
第6目 清算事務の終了等
第3款 合併
第1目 通則
第2目 吸収合併

第3目 新設合併
第4目 合併の無効の訴え
第7節 社会福祉充実計画
第8節 助成及び監督
第7章 社会福祉事業
第8章 福祉サービスの適切な利用
第1節 情報の提供等
第2節 福祉サービスの利用の援助等
第3節 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援
第9章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進
第1節 基本指針等
第2節 福祉人材センター
第1款 都道府県福祉人材センター
第2款 中央福祉人材センター
第3節 福祉厚生センター
第10章 地域福祉の推進
第1節 包括的な支援体制の整備
第2節 地域福祉計画
第3節 社会福祉協議会
第4節 共同募金
第11章 雜則
第12章 罰則
附則
参考法令
○社会福祉法施行令(昭33・6・27政185)
○社会福祉法施行規則(昭26・6・21厚令28)
○社会福祉法人会計基準(平28・3・31厚令79)
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(抄) (平18・6・2法48)
通知年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

わかりやすい

社会福祉法の手引

すいせん (一社) 医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長・元厚生労働省 社会・援護局長 中村 秀一

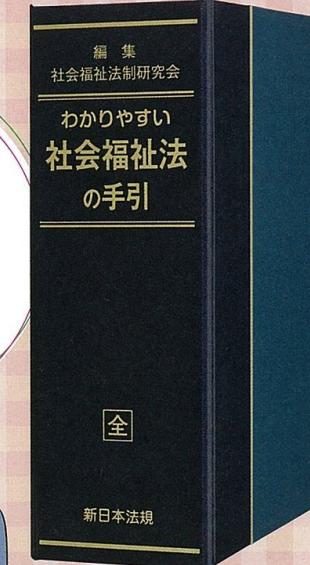
編集 社会福祉法制研究会

代表 佐藤 博 (社会福祉法人 雄勝なごみ会 事務局長・元厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐)



解釈が難しいとされる
社会福祉法を
わかりやすく解説！

罰則や参考となる
通知も掲げています
ので、理解を一層深めることができます。



社会福祉制度の中核を担う
「社会福祉法人」を規定する
社会福祉法について、その条文の趣旨や解釈のポイントを解説しています。



実務上問題になりやすい事項をQ&A形式の
「ケーススタディ」として掲げ、より詳しく解説しています。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,056頁
定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●パンダ方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 受付時間：8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 〒480-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市原町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11.648-1@)



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本(B5判縮小)

条数及び条文見出
しを掲げています。

§ 24 経営の原則等

§ 24 経営の原則等

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業^❶を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤^❷の強化を図る^❸とともに、その提供する福祉サービスの質の向上^❹及び事業経営の透明性の確保^❺を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。^❻

(平成11年・追加) 条文の趣旨や制定の経緯等を簡潔に解説しています。

趣旨

社会福祉法人が経営を行うに当たって求められる原則に加え、この原則を具体化するため、本条2項において、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、「無料又は低額な料金」で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことを規定しています。平成28年の法改正は、「地域における公益的な取組」に係る社会福祉法人の責務について、社会福祉法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものであり、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成30年1月23日基発0123第1号)において、その取扱いについて詳しく示されています。なお、この「経営の原則等」は、社会福祉法人定款例(平12・12・1障890ほか別紙2)においても、任意ではありませんが記載することができる事項になっています。

条文中の❶、❷、❸の番号に
対応して、解釈のポイントや
実務上の留意点などをわ
かりやすく解説しています。

§ 24 経営の原則等

ポイント

❶ 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業

社会福祉法人の主たる事業である社会福祉事業の大半が「無料又は低額な料金」で行うこと(法24①)とされているように、社会福祉法人は、元来、公益性の高い法人として、營利企業等では本質的に対応できない制度の狹間の人々の救済など、地域における福祉需要にきめ細かに対応した福祉サービスの提供が求められています。このため、高い公益性が求められている法人類型として位置付けられ、社会福祉事業の主たる担い手として、創意工夫を凝らした福祉経営を求める規定となっています。

❷ 自主的にその経営基盤の強化を図る

社会福祉法制定時の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」(平成10年6月17日)Ⅲ.1.の「②社会福祉法人」の「② 経営」では、「経営基盤」について次のようにまとめられています。

○社会福祉法人の経営規模は、一法人一施設のように零細な場合が多い。一法人一施設では、経営基盤が脆弱であり、人事管理上も問題があるので、法人の経営規模の拡大を可能とする方策をとる必要がある。また、人事交流、情報交換

§ 24 経営の原則等

公益法人が、公益法人制度改革によりその事業・規律について公益性を高める観点から、大幅な見直しが行われたことも踏まえて、社会福祉法人の公益性の徹底が求められていました。社会福祉法人の主たる事業である社会福祉事業の大半が「無料又は低額な料金」で行うこととされているように(法2),社会福祉法人は、元来、公益性の高い法人として、營利企業等では本質的に対応できない福祉サービスの提供が求められているという趣旨から、本条の「経営の原則」の規定を具体化するため、2項において、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」と、いわゆる社会福祉法人の社会貢献・地域貢献を責務規定としました。

ケーススタディ

- ❶ 「無料又は低額な料金」の福祉サービスの具体的な事例とは、どのようなものでしょうか。
- ❷ 法令上の福祉サービスに当たる事業や施設等を掲げると、次のようなものがあります。
 - ① 軽費老人ホーム（老若20の6）
 - ② 老人福祉センター（老若20の7）
 - ③ 母子・父子休養センター（母子及び父子並びに寡婦福祉法39②）
 - ④ 母子・父子休養ホーム（母子及び父子並びに寡婦福祉法39③）
 - ⑤ 身体障害者福祉センター（身体福祉31）
 - ⑥ 補助具製作施設（身体福祉32）
 - ⑦ 盲導犬訓練施設（身体福祉33）
 - ⑧ 視聴覚障害者情報提供施設（身体福祉34）
 - ⑨ 生計困難者に対する無料又は低料金で資金を融通する事業（法2②七）
 - ⑩ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業（法2③一）
 - ⑪ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（法2③八）
 - ⑫ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（法2③九）

解説の根拠となる法令・通知等を明示しています。

実務で生じうる個別具体的な疑問などを、ケーススタディとして、Q&A形式で解説しています。

§ 24 経営の原則等

この他に、社会福祉事業における各制度上可能な範囲での利用者負担の軽減の実施や、介護保険制度における介護給付費の割引、並びに高齢者等に対する生活支援サービス、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援又は、施設の使用していないスペースを個室化し、刑罰者や災害被災者等に一時的に提供する等、既存の制度と異なる公益事業を「無料又は低額な料金」により実施することが想定されます。

実務上参考になる通知を抜粋して掲げています。

参考通知

【社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について】

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民に抱える多様な福祉ニーズ(以下「地域ニーズ」という)に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に關して必要な規制を行われる一方で、法人としての財務規律は、このような認識

とのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識

§ 62 施設の設置

§ 62 施設の設置

第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という)を設置しようとする地の道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日

福祉施設、その事業の許可(のほか、しなければならない事項)

規定に違反した場合の罰則や行政処分を解説しています。

§ 62 施設の設置

罰則

本条2項の規定に違反して社会福祉事業を經營した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法131二)。詳しく述べ、「§ 131【罰則】」を参照してください。

§ 62 施設の設置

関連する書式を記載例入りで掲げています。

関係書式

○特別養護老人ホーム設置届

特別養護老人ホーム設置届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

市町村長(地方独立行政法人の長)

次のとおり特別養護老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項の規定により、届け出ます。

施設の名稱	社会福祉法人 〇〇会
施設の種類	老人居宅介護事業(訪問介護)
施設の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
施設の地理的状況	別添のとおり
建物の規模及び構造並びに設備の概要	別添のとおり
入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	別添のとおり
職員の勤務の体制及び勤務形態	別添規程のとおり
協力病院(協力歯科医療機関を含む)の名前及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	経歴
施設の長の氏名	〇〇〇〇
その他の主な職員	〇〇〇〇 〇〇〇〇 社会福祉法人〇〇会勤務
事業開始の予定期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日